

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）緑地の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成24年2月10日

京都市長 門川 大作

1 緑地の名称

(1) 変更する緑地

2号鴨川緑地

(2) 廃止する緑地

7号鴨川下流緑地

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する区域

東山区宮川筋八丁目、朱雀町、上人町、西橋町、鍵屋町、上堀詰町、下堀詰町、日吉町、一橋宮ノ内町、一橋野本町、福稲岸ノ上町、福稲柿本町、福稲高原町、福稲川原町、下京区下材木町、都市町、八ツ柳町、菊屋町、平岡町、鍵屋町、上二之宮町、下二之宮町、稲荷町、若宮町、川端町、屋形町、南区東九条南河原町、東九条河西町、東九条北松ノ木町、東九条南松ノ木町、東九条柳下町、上鳥羽火打形町、上鳥羽塔ノ森東向町、上鳥羽塔ノ森洲崎町、伏見区深草西川原町、深草勸進橋町、深草向川原町、竹田向代町、竹田中島町、竹田流池町、竹田青池町、中島秋ノ山町、中島流作町及び中島河原田町の各一部

(2) 廃止する区域

南区上鳥羽火打形町、上鳥羽塔ノ森東向町、上鳥羽塔ノ森洲崎町、伏見区竹田中島町、竹田流池町、竹田青池町、中島秋ノ山町、中島流作町及び中島河原田町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成24年2月10日から平成24年2月24日まで（ただし、土曜日、日曜日及び
休日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画
の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日まで
に（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効。）、
京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京
都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市
計画課）、ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール
（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)